

## 県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

29 年 4 月からの県費負担教職員の給与負担等の移譲について、国による税財政措置が明らかになりましたので、ご報告いたします。

### 1 経緯

- 25 年 3 月の移譲方針の閣議決定や、6 月の地方制度調査会の答申を受けて、25 年 11 月 14 日に、財政措置のあり方について、以下の通り、関係道府県と合意に至りました。

＜指定都市・関係道府県 合意内容＞

- 税源移譲税目：個人住民税所得割 税率：2%
- 財政措置として、財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提
- 移譲時期：29 年度を目途

- 26 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 4 次一括法) が公布され、移譲の施行期日が「平成 30 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日」とされました。
- 28 年 8 月に関係の政令が公布され、移譲の施行期日が、「平成 29 年 4 月 1 日」に決定しました。
- 28 年 12 月に、「税制改正大綱」において、個人住民税所得割 2% の税源移譲が決定され、「地方財政対策」においては、地方財政措置が講じられました。

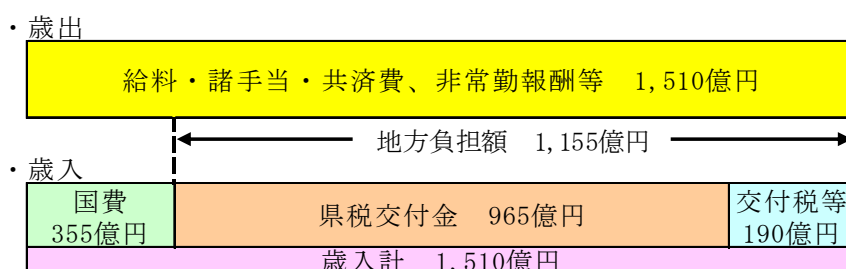
### 2 税財政措置の内容 (裏面参照)

- 30 年度以降、個人住民税所得割の税率が、市民税は 8% (現行 6%)、道府県民税は 2% (現行 4%) となります。(29 年度は、経過措置として、個人住民税所得割のうち税率 2% 相当分を、道府県から指定都市へ、県税交付金として交付)
- 権限移譲に伴う標準的な経費全額に対して地方財政措置が講じられることとなり、25 年 11 月に合意した財政中立を基本とした適切な税財政措置が実現しました。

### 3 29 年度当初予算への反映

本市に移管される給与費等の事業費を 1,510 億円と見込み、その財源として、国費 355 億円、県税交付金<sup>\*</sup>965 億円、地方交付税等 190 億円 (地方交付税 50 億円、臨時財政対策債 140 億円) の歳入を見込んでいます。

(※ 県民税所得割臨時交付金・分離課税所得割交付金)



＜平成 29 年度税制改正の大綱（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定（抄））＞

- ・ 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う指定都市所在道府県から指定都市への税源移譲

① 個人住民税所得割の標準税率等

イ 指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率を次のように改める。

	現 行	改 正 案
道府県民税	4 %	2 %
市民税	6 %	8 %

ロ 指定都市に住所を有する者について、分離課税等に係る指定都市所在道府県分と指定都市分の税率割合（上場株式等に係る配当所得等の分離課税の税率等）及び税額控除の割合（寄附金税額控除の控除割合等）等を、原則として、税源移譲後の道府県民税（2%）と市民税（8%）の割合に合わせて改める。

（注）上記イ及びロの改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。

ハ 平成 30 年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税（退職所得の分離課税に係る所得割を除く。）並びに平成 30 年度の収入となる個人住民税のうち給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成 30 年 4 月及び 5 月に支払われる給与等に係るものについて、指定都市所在道府県から指定都市へ税源移譲相当額を交付する。

② 退職所得の分離課税に係る所得割の税率に関する特例等

イ 退職所得の分離課税に係る所得割の税率については、①にかかわらず、当分の間、現行どおりとする。

ロ 指定都市に住所を有する者に係る道府県民税の税率 2%相当分を、指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（注）交付金の対象は、平成 29 年 4 月 1 日以後に納期限の到来する退職所得の分離課税に係る所得割とする。

＜平成 29 年度地方財政対策（平成 29 年 1 月 25 日全国都道府県財政課長・

市町村担当課長合同会議資料（抄）＞

- ・ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応した算定

県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応し、事務の移譲に伴う標準的な経費について、指定都市の基準財政需要額に全額算入するとともに、税源移譲による影響額について、指定都市の基準財政収入額に 100%算入することとしている。